

広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第九号

##### 広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和二年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別記様式（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状  
及び個人情報の取扱いに関する同意書

（略）

1 （略）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、広島県の機関、広島県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領） （略）

別記様式（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状  
及び個人情報の取扱いに関する同意書

（略）

1 （略）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、広島県の機関、広島県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領） （略）

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。